

## 管理委託契約約款変更箇所新旧対照表

※赤字部分が追加項目となります

| No. | 変更条項           | 旧   | 新   |
|-----|----------------|---|---|
| 1   | 第4条<br>(受託の範囲) | <p>～略～</p> <p>(6) 放送実演の管理</p> <p>① 国内における放送 (BS)</p> <p>② 国内における放送 (CS)</p> <p>③ 国内における有線放送</p> <p>④ 海外における放送、有線放送、送信可能化又はビデオグラム化</p> <p>⑤ 航空機等の交通機関内での上映用ビデオグラムへの録音又は録画</p> <p>⑥ 市販用又は貸与用ビデオグラムへの録音又は録画</p> <p>⑦ IPマルチキャスト送信</p> <p>⑧ IPマルチキャスト送信以外の送信可能化</p> <p>(7) 放送番組の公益目的利用等 (放送番組の非営利団体への提供、機器販売のための店頭での一時的利用その他これに準じる利用)</p> <p>(8) 前各号以外で、将来CPRA、aRma又は受託者が取り扱うこととなるレコード実演又は放送実演に関する権利</p> | <p>～略～</p> <p>(6) 放送実演の管理</p> <p>① 国内における二次利用としての放送等</p> <p style="padding-left: 20px;">イ CS放送</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ BS放送</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ 地上放送</p> <p style="padding-left: 20px;">ニ 有線放送</p> <p style="padding-left: 20px;">ホ 自社放送</p> <p>② 国内における市販用又はレンタル用ビデオグラムへの録音又は録画</p> <p>③ 国内におけるIPマルチキャスト送信以外の送信可能化</p> <p>④ 国内における業務利用</p> <p>⑤ 海外における放送、有線放送、送信可能化、ビデオグラム化及び業務利用</p> <p>⑥ 航空機その他の交通機関内においての上映等</p> <p>⑦ IPマルチキャスト送信</p> <p>(7) 放送番組の公益目的利用等 (公益に準ずる目的で行うものを含む)</p> <p>(8) 放送番組のリピート放送及びネットワーク放送の報酬の額に関する交渉</p> <p>(9) 前各号以外で、将来CPRA、aRma又は受託者が取り扱うこととなるレコード実演又は放送実演に関する権利</p> |
| 2   | 附則             | <p>1. 平成23年1月31日一部改定。</p> <p>～略～</p>  | <p>1. 平成23年1月31日一部改定。</p> <p>～略～</p> <p>7. 平成30年4月18日一部改定。なお、同改定は平成30年6月1日から適用する。</p>   |